令和８年（フ）第３２６３号
大阪府枚方市野村中町36番３―203号
債務者　伊集院三士朗
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７１１号
大阪府高槻市登町33番２号　介護老人保健施設ふれあい、住民票上の住所大阪府高槻市津之江町１丁目15番３号
債務者　平山　一利（法定代理人保佐人坂根響子）
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１２５号
大阪市浪速区恵美須東２丁目７番８号　新世界ニューハイツ　205号
債務者　福島　弘美（旧姓石原）
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１５１号
大阪府豊中市原田元町１丁目18番４号
債務者　橋本　将明
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１５３号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目11番24―210号
債務者　小松　希望（旧姓尾上・阿部）
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１７６号
大阪府枚方市須山町29番８号
債務者　山田　浩司
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１９６号
大阪市平野区長吉長原３丁目16番10―703号、前住所大阪市鶴見区今津南２丁目４番17号
債務者　池田　亜紀
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２５１号
大阪市東住吉区矢田４丁目19番10号　れんげハイツ長居公園、前住所大阪市東淀川区井高野４丁目７番14号　れんげハイツ井高野
債務者　下野　雅博
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２５６号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目22番28号　チヨハイツ　102号
債務者　鳥越　　忍
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２５８号
大阪市住吉区長居２丁目10番31号　第２エミネンス長居　305号、前住所大阪市住吉区大領５丁目３番４―108号
債務者　川崎　智美
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２６２号
大阪市淀川区東三国１丁目15番14号　シティライフ新大阪ＰＡＲＴⅡ　204号
債務者　宮下　　務
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２７１号
大阪府吹田市高野台２丁目１番Ｂ43―307号
債務者　安念　礼子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２７２号
大阪府豊中市服部本町５丁目２番２―402号
債務者　仲　　博義
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２８１号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目８番28号　東萩荘　306号
債務者　大渕　武史
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２８７号
大阪府東大阪市長堂１丁目24番12号
債務者　濱家由佳子（旧姓中山）
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２９１号
大阪市都島区中野町４丁目２番24―1002号
債務者　林　　雅絵
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２９２号
大阪府箕面市半町３丁目11番17号（303号）　マシオン桜井
債務者　小橘　雅美
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部